

# 中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD  
MALLESONS**  
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号  
环球金融中心东塔20层 邮编100020

20th Floor, East Tower, World Financial Center  
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District  
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588

F +86 10 5878 5544

patent@cn.kwm.com

[www.kwm.com](http://www.kwm.com)

金杜法律事務所  
特許部

## 特許年報2013（抜粋）

### 1. 専利（特許（発明ともいう）、実用新案、意匠を含む。以下同様）出願と登録について

2013年において、中国専利出願の受理件数は237.7万件であり、前年比で15.9%の増加となった。発明専利の受理件数は82.5万件で、前年比で26.3%増加し、そのうち中国国内の発明専利出願は70.5万件で、全体の85.5%を占めており、前年比で31.8%増加した。外国からの発明専利の受理件数は12.0万件で、全体の14.5%を占めており、前年比で2.6%増加した。受理された中国国内発明専利出願のうち、職務発明は57.1万件で、81.0%を占め、前年比で33.4%増加したのに対し、非職務発明は13.4万件であり、19.0%を占め、前期比で25.2%増加した。受理された国内職務発明専利出願のうち、企業による出願は42.7万件、74.8%の割合で、前年比で35.1%の増加、大学による出願は9.8万件、17.1%の割合で、前年比で28.9%の増加、科学研究機関による出願は3.7万件、6.5%の割合で、前年比で27.6%の増加、国の機関団体による出願は0.9万件、1.6%の割合で、前年比で28.6%の増加となった。

2013年において、中国実用新案出願の受理件数は89.2万件で、前年比で20.5%の増加となり、意匠出願の受理件数は66.0万件であり、前年比で0.3%の増加となった。

表 1 発明専利受理件数の中国国内企業トップテン

ランキング	出願人名称	出願件数（件）
1	国家电网公司	7182
2	華為技術有限公司（HUAWAI）	5012
3	中国石油化工株式会社	3701
4	騰迅科技（深セン）有限公司	2002
5	海洋王照明科技株式会社	1983

6	中興通信株式会社 (ZTE)	1948
7	鴻富錦精密工業 (深セン) 有限公司	1897
8	聯想 (北京) 有限公司	1870
9	中国石油天然ガス株式会社	1261
10	京東方科技集団株式会社	1173

表2 発明専利受理件数の外国企業トップテン

ランキング	出願人名称	出願件数 (件)
1	サムスン電子株式会社 (韓国)	2276
2	松下電器産業株式会社 (日本)	2009
3	SONY (日本)	1810
4	ロバート・ボッシュ (ドイツ)	1775
5	キャノン株式会社 (日本)	1278
6	トヨタ自動車株式会社 (日本)	1249
7	IBM (アメリカ)	1186
8	クアルコム社 (アメリカ)	1166
9	ゼネラルモーターズ (アメリカ)	1123
10	ゼネラル・エレクトリック (アメリカ)	1109

## 2. 専利の審査について

法律の規定にしたがって、実用新案と意匠出願の明らかな実質的欠陥（新規性、進歩性）についての審査を厳しくし、登録の品質を向上した。

発明専利、実用新案、意匠の登録期間は、それぞれ22.2か月、4.3か月、3.8か月で、いずれも前年より短縮された。

2013年末時点で、中国特許局に在職する審査官は2757名、北京、江蘇、広東、河南、湖北、天津、四川の審査協力センターに在職する審査官は5844名である。

## 3. 拒絶査定不服審判

2013年において、専利復審委員会（注：審判会に該当）は拒絶査定不服審判請求を18829件受理し、前年比で8.7%の増加となった。そのうち、発明専利の拒絶査定不服審判請求は18464件で、98.06%を占め、実用新案の拒絶査定不服審判請求は278件で、1.48%を占め、意匠の拒絶査定不服審判請求は87件で、0.46%を占めている。

また、2013年に結審した拒絶査定不服審判は14805件で、そのうち、発明専利、実用新案、意匠に関するものは、それぞれ14697件、52件、56件である。

2013年において、無効宣告請求案件については2930件受理し、前年比で0.4%減となった。そのうち、発明専利権に関する無効宣告請求は603件で、20.6%を占め、実用新案に関する無効宣告請求は1394件で、47.6%を占め、意匠専利権に関する無効宣告請求は933件で、31.8%を占めている。

2013年に結審した無効宣告請求案件は2313件で、そのうち、発明専利、実用新案専利、意匠専利に関するものはそれぞれ445件、1107件、761件である。

#### 4. 専利行政訴訟

2013年における当事者による北京市第一中級人民法院への提訴案件及び北京市高級人民法院への上訴案件は計1025件で、そのうち、拒絶査定不服審判に対する提訴及び上訴は231件で、無効宣告請求に対する提訴及び上訴は794件である。

2013年において、北京市第一中級人民法院は専利復審委員会による各種審決を670件結審し、そのうち、拒絶査定不服審判の審決に関するものは162件で、無効審決に関するものは508件である。

2013年において、北京市高級人民法院は専利復審委員会による各種審決を404件結審し、そのうち、拒絶査定不服審判の審決に関するものは115件で、無効審決に関するものは289件である。

2013年において最高人民法院は控訴案件を72件受理し、再審理による結審は50件である。

以上

2014年8月1日（原稿受領）

## 事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

## 東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：[malirong@cn.kwm.com](mailto:malirong@cn.kwm.com)